

令和2年3月

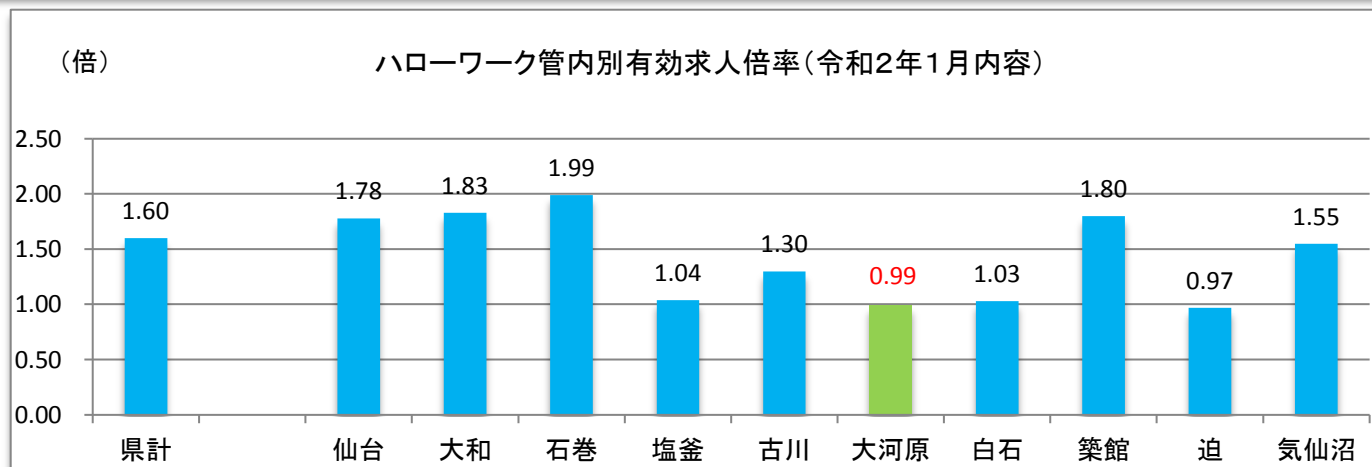
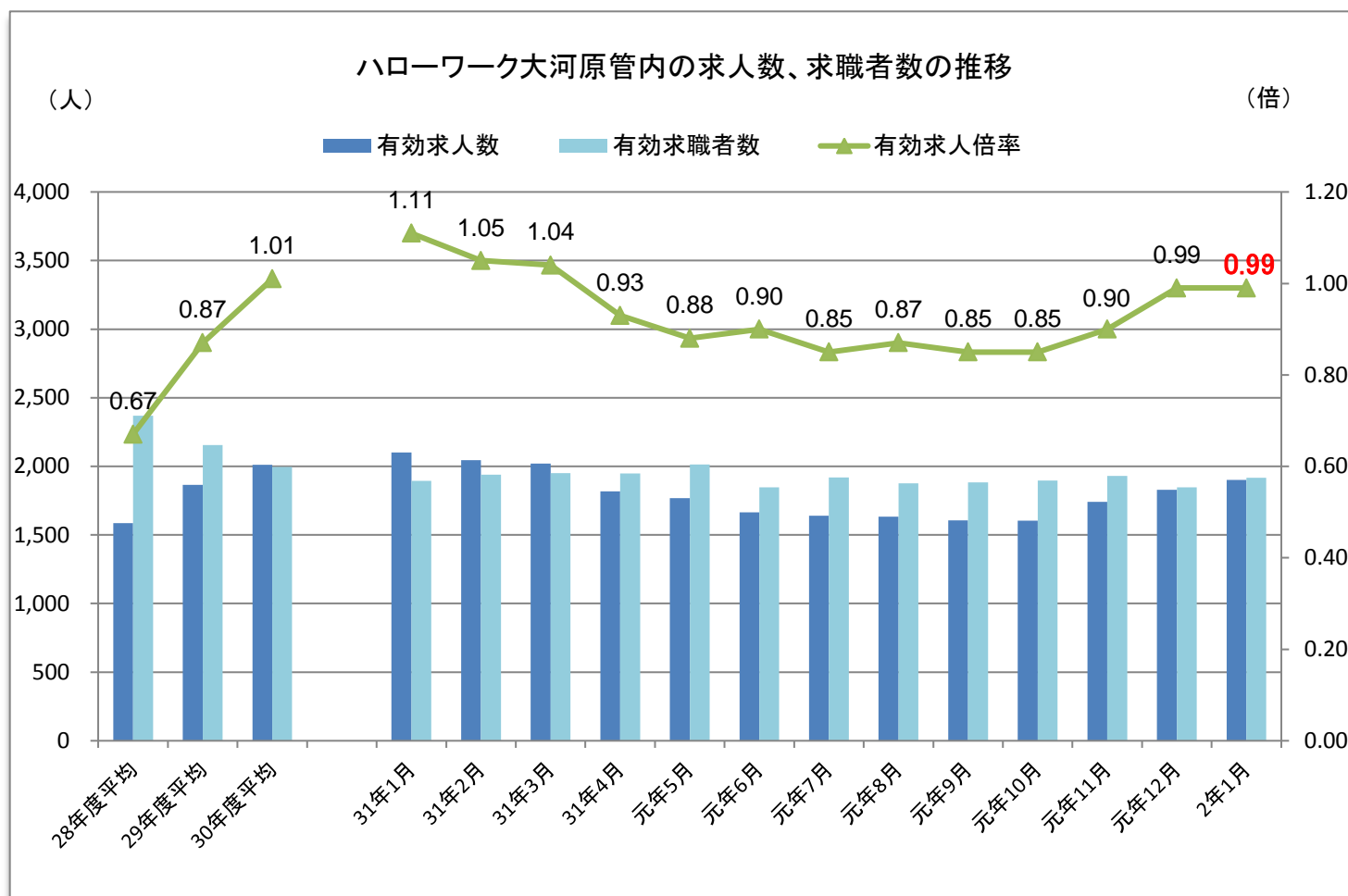
管内の雇用状況(令和2年1月内容)

有効求人倍率0.99倍

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

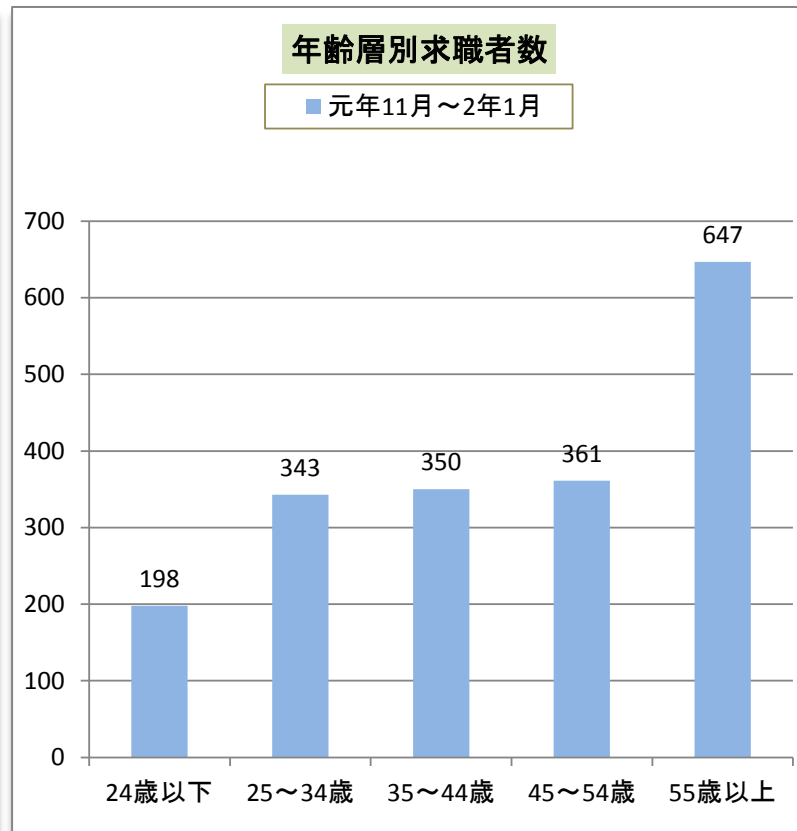
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



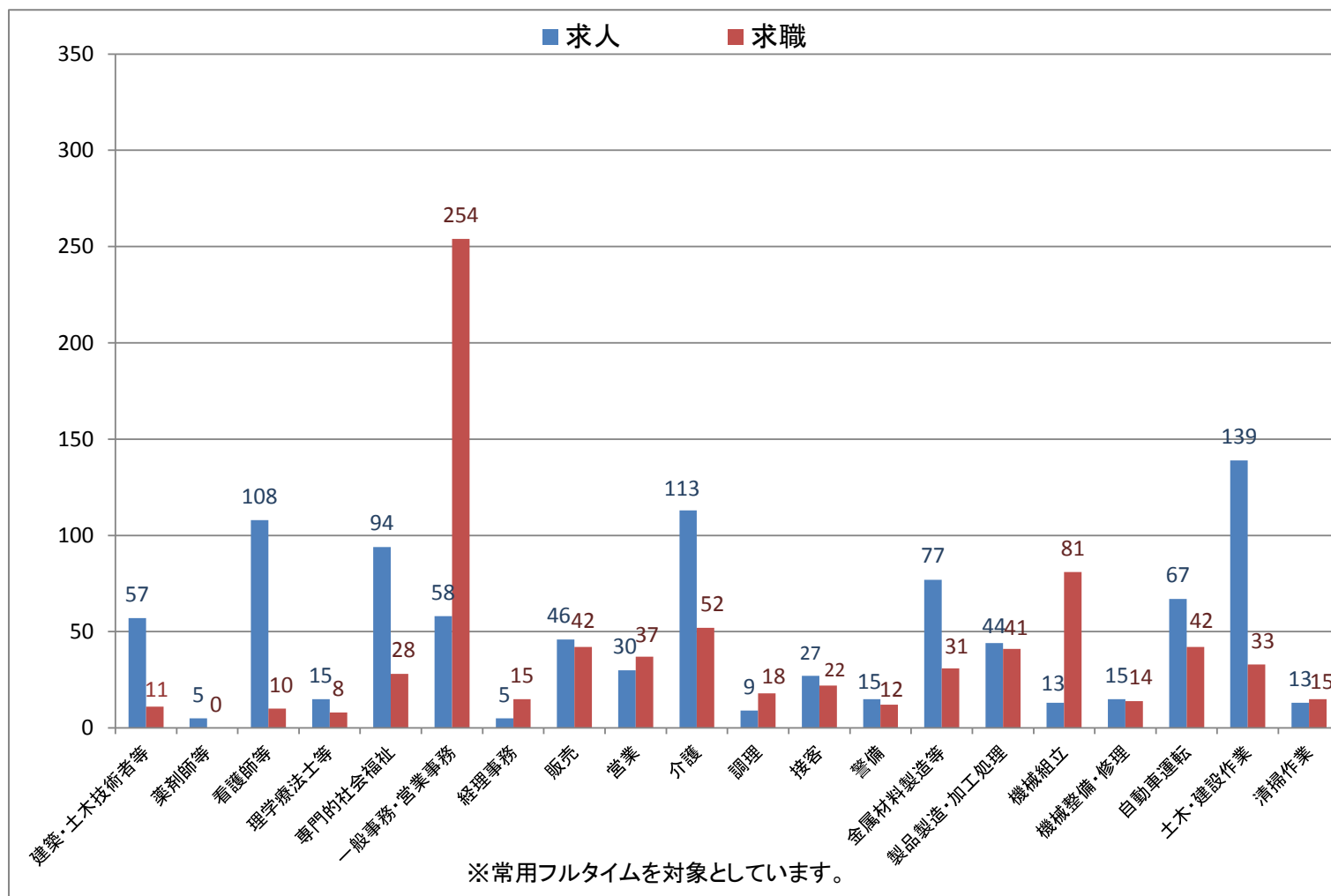
※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【2年1月内容】



職業別新規求人賃金情報

【元年10月～元年12月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	34	0	0	2	8	10	15	20	25
薬剤師等	3	0	0	0	0	1	1	1	3
看護師等	66	0	1	16	35	53	51	47	20
専門的・社会福祉の職業	48	0	4	23	30	26	18	13	2
一般事務員・営業事務員	64	1	25	45	34	20	13	9	1
経理事務員	5	0	0	3	4	3	3	2	1
販売員	25	0	4	17	15	18	9	7	2
営業員	20	0	0	5	11	17	13	11	4
介護の職業	61	0	17	51	41	22	4	1	0
調理の職業	9	0	6	6	5	0	0	0	0
接客の職業	8	0	4	6	4	3	1	0	0
警備員	2	0	1	1	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	38	0	2	23	30	31	18	15	5
製品製造・加工の職業	29	1	10	18	20	14	7	3	0
機械組立の職業	8	0	5	4	3	1	1	0	0
機械整備・修理の職業	11	0	2	7	8	8	8	5	2
自動車運転の職業	43	0	7	5	14	11	15	16	16
土木・建設の職業	57	0	1	12	32	41	38	32	24
電気工事の職業	11	0	0	4	9	10	8	6	5
清掃の職業	10	0	2	4	7	4	2	1	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【元年10月～元年12月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	231	188	233	241	249	223
専門・技術	243	199	225	295	219	263
事務	207	178	235	184	204	*
販売	256	187	267	241	360	163
サービス	180	177	171	*	*	183
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	209	*	*	267	*	*
運輸	225	*	190	221	243	218
生産工程・労務	233	186	236	244	274	214

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

**雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ
雇用保険被保険者**

**令和2年4月1日から、
すべての雇用保険被保険者について
雇用保険料の納付が必要となります**

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者*に関する雇用保険料は免除されていました。

**令和2年4月1日からは、高年齢労働者*
についても、他の雇用保険被保険者と同様に
雇用保険料の納付が必要となります。**

(※) 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。



掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。